



2025年9月24日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジット
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 忠史
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員CFO経営管理本部長 森 俊介
(TEL. 03-3518-5460)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2025年8月25日付で訴訟を提起され、2025年9月24日にその訴状を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社に対する訴訟の提起

(1) 訴訟を提起された裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 東京地方裁判所
- (2) 訴訟年月日 : 2025年8月25日 (訴状送達日：2025年9月24日)

(2) 訴訟を提起した者 (原告)

- (1) 名称 : 豊田Holdings株式会社
- (2) 所在地 : 東京都港区新橋二丁目19番4号SNTビル11F
- (3) 代表者 : 代表取締役 豊田 浩之

(3) 訴訟の内容

- (1) 内容 : 株主権確認請求訴訟
- (2) 請求の趣旨 : 原告が当社の普通株式70万株を有する株主であることの確認

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

上記訴訟において、豊田Holdings株式会社 (以下、「豊田H」といいます。) は、同社が保有していた当社の新株予約権7,000個 (1個当たり100株) について、2025年8月14日、その行使価額に相当する1億2,600万円を当社の預金口座に振り込み、当社がその全額を豊田Hに返金した後も、同月20日、東京法務局に同額を供託したので、払込みは完了しており、これをもって豊田Hが当社の普通株式70万株を取得したと主張しております。

しかしながら、当社は、2025年7月8日付の適時開示「第三者割当による第7回新株予約権の取得完了に関するお知らせ (一部変更)」に記載のとおり、豊田Hが当該新株予約権7,000個を行使する前に、豊田Hから当該新株予約権の全部を取得しております。

よって、当社といたしましては、豊田Hが当社の普通株式70万株を有する株主であるという主張が成立する余地はないと判断しております。

3. 今後の見通し

当社といたしましては、今後、原告の主張及び請求内容を精査したうえで、適切に対処してまいります。

今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上